

## 令和8年度 京都市AI・ロボティクス等導入検討伴走支援 FAQ

| Q          |                                                           | A                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 申請資格について |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1          | 京都市外の企業は申請できないのでしょうか。                                     | 京都市内に主たる事務所、営業所、事業所、研究所等を有する中小企業で、「本店や支店等の事業拠点を京都市内に設置(登記)しており、実態として事業を行っている」中小企業に申請していただけます。                                                                                                                                                                                                 |
| 2          | 個人事業主なのですが、申請は可能ですか。                                      | 個人事業主も、補助金交付要綱第2条第2号の中小企業等に当たりますので、本事業の対象となり、申請は可能です。申請に当たっては、直近3期分の決算書に代えて直近3期分の確定申告書を添付してください。                                                                                                                                                                                              |
| 3          | 中小企業者にあたるかどうか確認したいのですが？                                   | 募集要領の8ページに中小企業者の概要をまとめておりますのでご確認ください。ただし、いわゆる、みなし大企業に該当する場合は対象になりません。                                                                                                                                                                                                                         |
| 4          | みなし大企業とは何でしょうか。                                           | 税制上の規定で、同一大企業が1/2を出資しているなど、実質的に大企業の傘下にある企業をいいます。詳細は、募集要領をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                             |
| 5          | 1社で複数の申請ができますか。                                           | できません。1社1申請のみです。詳細は、募集要領をご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 6          | 一般社団法人ですが、申請は可能ですか。                                       | 一般社団法人や一般財団法人、社会福祉法人等は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないことから、本補助事業に申請いただくことはできません。                                                                                                                                                                                                                          |
| 2 申請書類について |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1          | 申請に必要な書類を教えてください。                                         | 募集要領の4ページに必要な書類のリストを掲載していますので、そちらをご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2          | 交付申請書への押印は、どの印鑑でも良いですか。                                   | 押印不要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3          | 京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらが必要となりますか？   | 京都市の納税証明書のみご提出ください。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4          | 納税証明書はどうすれば入手できますか。                                       | 京都市内の方については、下段関連URLをご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口総合室、出張所にお問合せください。また、京都市外から申請する場合は、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口総合室、出張所にお問合せください。入手できる最新のものを提出してください。<br><br>( <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/gvovai/page/0000151609.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/gvovai/page/0000151609.html</a> ) |
| 5          | 納税証明について、土地建物、機械等の有形固定資産を所有していない場合は法人市民税分だけでよいということでしょうか。 | 所有されていない場合は、固定資産税・都市計画税分は不要です。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 6          | 創業したばかりで提出できる決算書がなく、納税証明書も発行できないのですが、どうすればよいでしょうか。        | 「創業間もなく決算書がない」、「固定資産を有していないため固定資産の納税証明書が発行できない」等の理由があれば、決算書や納税証明書のご提出は不要です。なお、申請時に必要書類のご提出がない場合は、その理由を確認させて頂く場合があります。                                                                                                                                                                         |
| 7          | 代表者が二人いる場合はどちらの名前を記載すればいいでしょうか。                           | 納税証明書などに記載されている代表者と一致させてください。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8          | 第1号様式の「従業員数」にはパートやアルバイト、契約社員は含まれますか？                      | 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」に従業員としてください。パート、アルバイト、契約社員については、個別判断してください。日雇い、2箇月以内の雇用、季節的業務で4箇月以内の雇用、試用期間の従業員は含みません。<br>参考: <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3">https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3</a>                               |
| 9          | 検討構想書の書き方が分かりません。教えていただけないでしょうか。記入した検討構想書を事前に確認してもらえますか？  | 個別の申請書類の内容に関する事前確認は行っておりませんが、ご質問に対しては、適宜対応させていただきます。事務局までメールでお問合せください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 10         | 提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえますか。                                 | 原則、事務局から連絡はいたしません。必ず事前に申請書一式に洩れがないかご確認ください。なお、提出書類の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、予めご了承ください。                                                                                                                                                                                                     |
| 3 審査について   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1          | 採択事業者はどのように審査されるのですか。                                     | 申請書類に基づき書面審査を実施し採択案件を決定します。なお、審査の経過や結果等に関する問い合わせにつきましては、お答えできませんのでご了承ください。                                                                                                                                                                                                                    |